

富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、富田まちなみ環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出及び地域が主体となったまちづくり活動に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、富田地区の魅力向上、交流人口の増加及び地区住民の愛着心の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史資源 歴史ある神社仏閣、伝統的な製法を受け継ぐ造り酒屋、昔ながらの町家など、地区の歴史や文化として継承すべきものをいう。
- (2) 建築物 高槻市景観条例（平成21年条例第8号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 高槻市景観条例（平成21年条例第8号）第2条第2号に規定する工作物をいう。
- (4) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (5) 建築物等 建築物、工作物、屋外広告物をいう。
- (6) 修景 富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出に向け、建築物等の外観を整備することをいう。

第2章 建築物等の修景に係る補助金

(補助対象者、補助事業及び補助対象経費)

第4条 建築物等の修景に係る補助金（以下「修景補助金」という。）の交付の対象となる者は、別図に示す鉄道駅と歴史資源を結ぶ経路（以下「対象経路」という。）に面する建築物等の修景を行う当該建築物等の所有者又は所有者の同意を得た占有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。
 - (2) 暴力団員 暴対法第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。
 - (3) 暴力団密接関係者 大阪府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。
- 2 修景補助金の交付の対象となる事業（以下「修景補助事業」という。）は、建築物等の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更のうち、対象経路に面する部分の修景を伴うものであって、第 9 条第 3 項に規定する通知を受けたものとする。
- 3 修景補助金の対象となる経費（以下「修景補助対象経費」という。）は、修景補助事業に要する経費のうち、対象経路に面する部分に係るものであって、別表 1 に示す修景基準に適合するものとして認められる材料費を含む工事費とする。ただし、消費税等相当額は、補助対象経費から除く。
- 4 過去に修景補助金の交付を受けた建築物等については、修景補助事業により取得し、又は効用の増した部分について、交付を受けようとする年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する期間（以下「耐用年数」という。）又は 10 年のいずれか短い期間中、修景補助対象経費から除くものとする。ただし、災害等により建築物等が損傷した場合については、この限りでない。

（補助金の交付額）

第 5 条 修景補助金の交付額は、予算の範囲内において、修景補助対象経費の 10 分の 5 に相当する額とする。ただし、その額が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる上限額を超えるときは、上限額とする。

| 区分 | 上限額 | |
|-------|---|-------------|
| 建築物 | 別表 1 に示す修景基準の項目全てを満たすもの | 3,000,000 円 |
| | 別表 1 に示す修景基準の項目のうち、色彩項目を満たし、かつ、これ以外の 1 つ以上の項目を満たすもの | 1,000,000 円 |
| 工作物 | 1,000,000 円 | |
| 屋外広告物 | 300,000 円 | |

- 2 前項の規定により算出した額の合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 3 市長は、交付申請の総額が当該補助金に係る予算額を超えるときは、修景補助金の額を調整し又は交付をしないことができる。
- 4 過去に修景補助金の交付を受けた建築物等については、修景補助事業により取得し、又は効用の増した部分の耐用年数又は 10 年のいずれか短い期間中、第 1 項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額から過去に交付を受けた額

を差し引いた額を上限とする。ただし、災害等により建築物等が損傷した場合については、この限りでない。

第3章 まちづくり活動に係る補助金

(補助対象者、補助事業及び補助対象経費)

第6条 まちづくり活動に係る補助金（以下「団体補助金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 構成員の半数以上が市内に住所を有し、又は通学、通勤していること。
- (2) 規約又は会則等を定め、自主的な活動を1年以上継続していること。
- (3) 富田地区の歴史資源を活かしたまちづくりに取り組んでいること。

2 前項の規定については、第4条第1項ただし書の規定を準用する。

3 団体補助金の交付の対象となる事業（以下「団体補助事業」という。）は、富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出を目的とし、申請年度内に完了するものであって、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 勉強会、視察会等
- (2) 調査・研究
- (3) 周知啓発
- (4) 修景・美化
- (5) その他市長が必要と認める活動

4 団体補助金の対象となる経費（以下「団体補助対象経費」という。）は、団体補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 印刷製本費
- (4) 広告宣伝費
- (5) 通信運搬費
- (6) 施設使用料
- (7) 消耗品費
- (8) 保険料
- (9) その他市長が必要と認める経費

(補助金の交付額)

第7条 団体補助金の交付額は、予算の範囲内において、団体補助対象経費の10分の8に相当する額（その額が100,000円を超えるときは、100,000円）とする。

2 前項に定めるもののほか、団体補助金の交付額については第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

第4章 交付手続

(申請書等様式)

第8条 補助金の書類の様式は、別表2 申請書等様式一覧表によるものとする。

(計画承認)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、建築物等の修景を行う者は、工事着手前に富田まちなみ環境整備事業計画（変更）承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第1号の2）
- (2) 工事見積書
- (3) 設計図書（工事見積書で内容を確認できる場合を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る内容が次の各号に適合すると認めるときは、富田まちなみ環境整備事業計画（変更）承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、当該通知は補助金の交付を担保するものではない。

- (1) 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと。
- (2) 別表1に示す修景基準に適合していること。

4 市長は、前項に規定する通知を行う場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができるものとする。

5 申請者のうち第1項に規定する者は、第3項の通知を受け取った後に工事に着手するものとする。

6 第3項の通知を受けた者は、第1項に規定する申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、富田まちなみ環境整備事業計画（変更）承認申請書（様式第1号）に、第2項に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

7 前項に規定する変更については、第3項及び第5項の規定を準用する。

(交付申請)

第10条 申請者は、富田まちなみ環境整備事業補助金交付申請書（様式第3号）を、修景補助事業にあっては事業完了後、団体補助事業にあっては事業実施前であって、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

| 区分 | 必要書類 |
|-------|---|
| 修景補助金 | (1) 要件確認申立書（様式第4号） (2) 工事見積書 (3) 設計図書（工事見積書で内容を確認できる場合を除く。） (4) 高槻市における市税の完納証明書 (5) 計画（変更）承認通知書（様式第2号）の写し (6) 補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等 (7) 補助事業における成果を確認できる完了写真 (8) その他市長が必要と認める書類 |
| 団体補助金 | (1) 要件確認申立書（様式第4号） (2) 富田まちなみ環境整備事業計画書（様式第5号） (3) 団体の規約又は会則等の写し (4) その他市長が必要と認める書類 |

3 第1項の申請は、建築物等又は団体ごとに1年度につき1回とする。

4 第1項の申請のうち、団体補助金に係るものにおいては、同一の団体補助事業につき3回までとし、市長が必要と認める場合に限るものとする。

（交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(1) 法令等に違反していないこと。

(2) 予算の範囲内であること。

(3) 修景補助事業又は団体補助事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容が適正であること。

(4) 修景補助対象経費又は団体補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額の算定に誤りがないこと。

(5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった日から30日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金交付の条件)

第 12 条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（第 15 条第 1 項各号に定めるものを除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止する場合には、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
 - (5) 関係法令等及びこの要綱を遵守すること。
- 2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還すべき旨の条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前 2 項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第 13 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、富田まちなみ環境整備事業補助金不交付決定通知書（様式第 7 号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 14 条 申請者は、前条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げは、富田まちなみ環境整備事業補助金交付申請取下書（様式第 8 号）を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 第 1 項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更を

しようとするときは、あらかじめ富田まちなみ環境整備事業補助金変更承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるものであって、補助事業の目的に変更がないものについては、この限りでない。

- (1) 交付決定を受けた内容を同等のものに変更するものであって、補助対象経費の額が変更とならないもの
 - (2) 補助対象経費の配分を変更するものであって、補助金交付決定額が変更とならないもの
- 2 補助事業者は、補助事業を中止する場合は、あらかじめ富田まちなみ環境整備事業補助金中止承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 4 市長は、第1項又は第2項の規定により承認をしたときは、当該補助事業者に係る補助金の交付の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、補助事業の変更等に伴う富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定変更・取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第16条** 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
 - 3 市長は、第1項の規定による変更又は取消しを行ったときは、事情変更による富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定変更・取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の適正な遂行)

第 17 条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第 18 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

第 19 条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第 25 条第 1 項第 4 号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者に告知するものとする。

(実績報告)

第 20 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）から 2 月以内、かつ、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに、富田まちなみ環境整備事業補助金実績報告書（様式第 13 号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、修景補助事業については、第 10 条に規定する交付申請書の提出をもって、当該実績報告書を提出したものとみなす。

(1) 補助事業の収支決算書又はこれに相当する書類

(2) 補助事業の成果を記載した書類（完成写真等、補助事業の効果を検証できるもの）

(3) 補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 21 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、富田まちなみ環境整備事業補助金額確定通知書（様式第 14 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第 11 条第 1 項の規定による補助金の交付決定額（第 15 条第 4 項又は第 16 条第 1 項の規定により変更した場合は、当該変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行う。

3 前 2 項の規定については、修景補助事業の場合、第 11 条に規定する交付決定をもって交付すべき補助金の額を確定し、第 13 条第 1 項に規定する通知をもって当該確定通知をしたものとみなす。

(是正のための措置)

第 22 条 市長は、第 20 条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第 23 条 市長は、第 21 条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、富田まちなみ環境整備事業補助金交付請求書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項及び次条第 2 項の交付請求書を受けた日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(概算払)

第 24 条 市長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、団体補助金については、補助事業の完了前に、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第 13 条第 1 項の規定による通知を受けた後、富田まちなみ環境整備事業補助金交付請求書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

3 概算払により補助金の交付を受けた補助事業者は、第 21 条第 1 項の規定による通知を受けたときは、富田まちなみ環境整備事業補助金精算書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。ただし、第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる収支決算書その他これに類する書類に精算金額が記載され、かつ、当該精算金額と第 21 条第 1 項の規定による補助金の確定額とに相違がないときは、当該収支決算書等の提出をもって、富田まちなみ環境整備事業補助金精算書を提出したものとみなす。

（決定の取消）

第 25 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第 12 条の規定に基づく条件に違反したとき。
- (4) 第 19 条又は第 22 条第 1 項の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく第 20 条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 第 29 条第 2 項の規定に違反したとき。
- (7) 補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認められるとき。
- (8) 第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第 17 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 26 条 補助事業者は、第 15 条第 4 項、第 16 条第 1 項又は前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

2 補助事業者は、第 21 条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその確定額を超える補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該確定額を超える部分に相当する補助金の額を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第 27 条 補助事業者は、第 25 条第 1 項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応

じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（理由の提示）

第28条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第29条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 修景補助金の交付を受けた補助事業者は、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（様式第18号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が第12条第2項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する額を市に返還した場合並びに補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して耐用年数又は10年のいずれか短い期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 市長は、次に掲げる場合には、前項の規定による取得財産の処分の承認をするものとする。この場合において、市長は、速やかに取得財産の処分承認書（様式第19

号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(1) 災害等により補助事業者の責めに帰することのできない理由により、当該財産が毀損又は滅失したとき。

(2) 前号に定めるもののほか市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

(関係書類の整備)

第 30 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 21 条の規定による補助金額確定通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(雑則)

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は所管部長が定める。

附則

第 1 条 この要綱は、平成 27 年 8 月 25 日から施行する。

第 2 条 この要綱は、その施行の日から 5 年以内に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附則

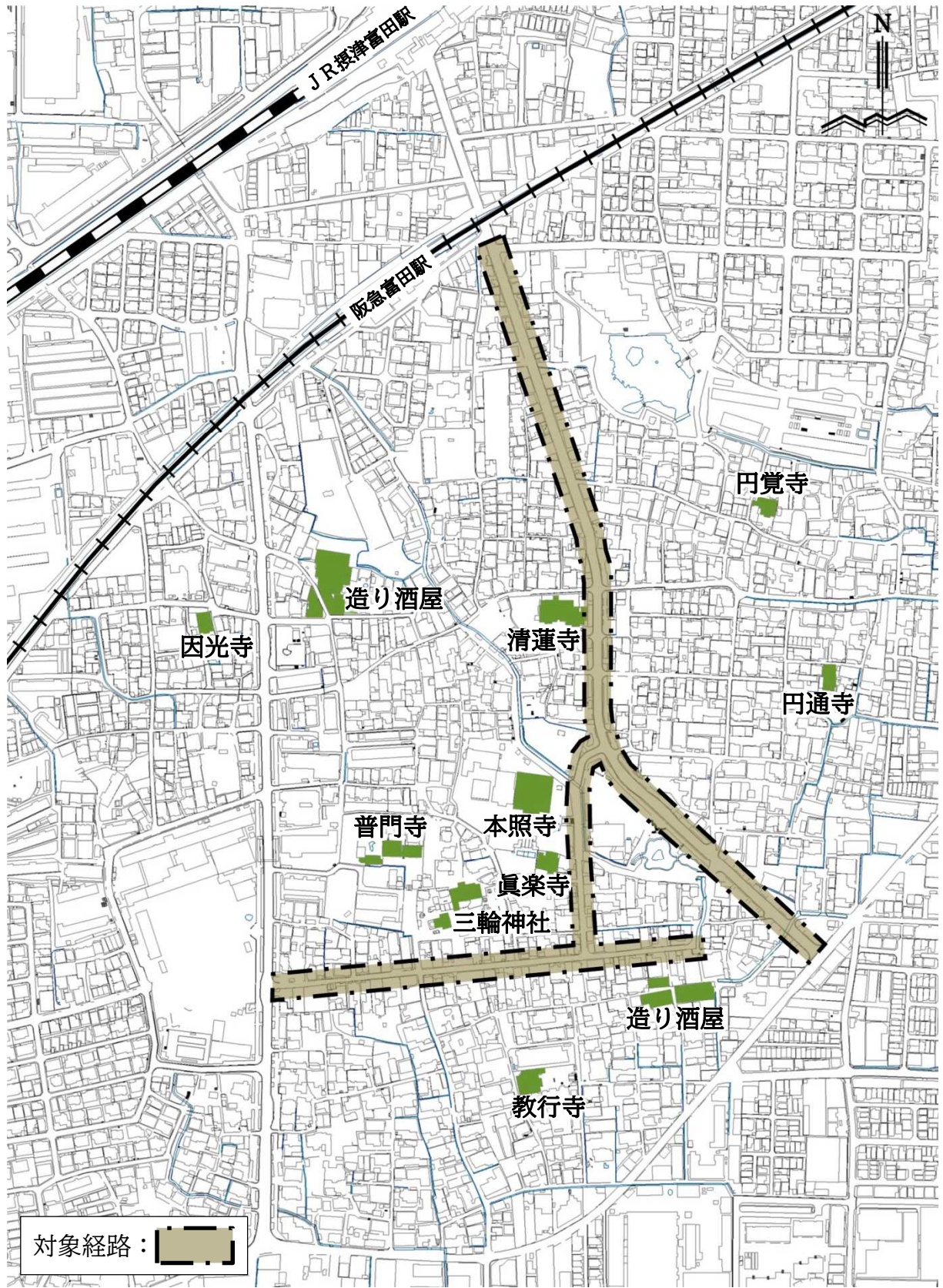
この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



別図 対象経路

別表1 修景基準

| 基本事項 | 高槻市景観計画(平成21年高槻市告示第163号)に規定する景観形成基準を遵守するとともに、「富田地区まちなみ作法集(富田地区交通まちづくり研究会策定)」を尊重し、富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出を図ること。 |
|--|--|
| 項目 | 内容 |
| 建築物 | 色彩 基本色は、マンセル表色形の色相に応じ、次に掲げる範囲とすること。 R(赤)系は、明度の範囲を2~4、彩度を6以下とする YR(橙)、Y(黄)系は、明度の範囲を3~8、彩度を6以下とする GY(黄緑)、G(緑)系は、明度の範囲を7~9、彩度を2以下とする B(青)系は、明度の範囲を3~5、彩度を2以下とする ただし、無彩色を用いる場合や木又は土壁などの自然素材で仕上げる場合を除く。 |
| | 高さ 平屋建て又は2階建てとする。道路に面する部分には軒下空間を設け、軒先の高さは隣接する建築物にそろえること。 |
| | 屋根 周辺と調和した勾配形式とし、黒・灰系色の日本瓦葺きとすること。 |
| | 壁面 木、土、漆喰などの自然素材で仕上げ、造り酒屋や町家と調和を図ること。 |
| | 開口部 木で仕上げ、その形状や格子などで造り酒屋や町家と調和を図ること。 |
| | 建築設備 室外機などの建築設備は道路から見えないように設置するものとし、やむを得ず設置する場合は、木製の格子などで目隠しを設けること。 |
| 工作物 造り酒屋や町家と調和した意匠とし、駐車場の出入り口は木製の塀や戸で囲うことにより、まちなみの連続性を保つこと。 | |
| 屋外広告物 木製看板やのれんなどを用い、造り酒屋や町家と調和した意匠とすること。 | |

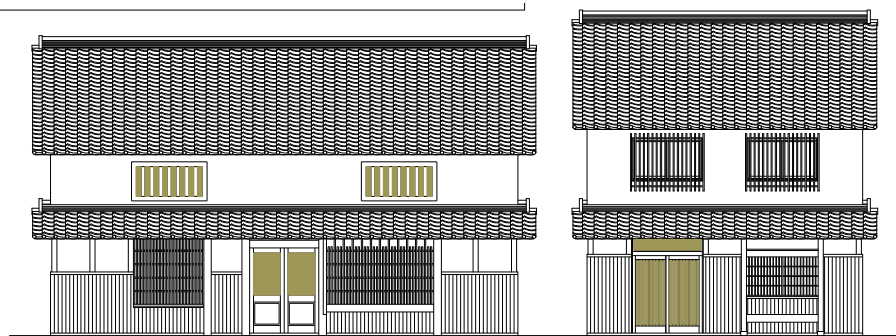
<造り酒屋や町家のたたずまい>

切妻造り、平入り、日本瓦葺き、厨子2階建て又は本2階建ての構え

道路側に軒の深い庇

壁面は、1階の腰部を板張りとし、その上部は塗り壁

開口部には木製又はこれに準じた建具を用い、虫籠窓や格子などの伝統的な意匠



別表 2 申請書等様式一覧表

| 書類 | 様式 |
|---|------------|
| 富田まちなみ環境整備事業計画（変更）承認申請書 | 様式第 1 号 |
| 誓約書 | 様式第 1 号の 2 |
| 富田まちなみ環境整備事業計画（変更）承認通知書 | 様式第 2 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業補助金交付申請書 | 様式第 3 号 |
| 要件確認申立書 | 様式第 4 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業計画書 | 様式第 5 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定通知書 | 様式第 6 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業補助金不交付決定通知書 | 様式第 7 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業補助金交付申請取下書 | 様式第 8 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業補助金変更承認申請書 | 様式第 9 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業補助金中止承認申請書 | 様式第 10 号 |
| 補助事業の変更等に伴う富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定 変更・取消通知書 | 様式第 11 号 |
| 事情変更による富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定 変更・取消通知書 | 様式第 12 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業補助金実績報告書 | 様式第 13 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業補助金額確定通知書 | 様式第 14 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業補助金交付請求書 | 様式第 15 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業補助金精算書 | 様式第 16 号 |
| 富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定取消通知書 | 様式第 17 号 |
| 取得財産の処分承認申請書 | 様式第 18 号 |
| 取得財産の処分承認書 | 様式第 19 号 |

様式第1号（第9条関係）

富田まちなみ環境整備事業計画（変更）承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住 所
氏 名

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

富田まちなみ環境整備事業計画（変更）の承認を受けたいので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第9条第1項（又は第9条第6項）の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|------|---|
| 実施場所 | 高槻市富田町 |
| 種 別 | <input type="checkbox"/> 建築物の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更 <input type="checkbox"/> 工作物の新設、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更 <input type="checkbox"/> 屋外広告物の新設、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更 |
| 予定期間 | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 |

（添付書類）

- 誓約書（様式第1号の2）
- 工事見積書
- 設計図書
- その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2（第9条関係）

誓約書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住 所
氏 名

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私は、富田まちなみ環境整備事業計画（変更）の承認を受けるに当たり、富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出に向けて、下記の事項について誓約します。

記

誓約・同意事項を確認し、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。

| | | |
|---|--|--------|
| 1 | 本計画で修景した部分については、災害等により当該部分が損傷した場合を除き、適正な維持保全に努めます。 | はい・いいえ |
| 2 | 本計画の完了後についても、引き続き対象経路に面する部分の修景に取り組みます。 | はい・いいえ |

様式第2号（第9条関係）

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

富田まちなみ環境整備事業計画（変更）承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった富田まちなみ環境整備事業計画（変更）については、次のとおり承認することに決定したので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条第3項の規定により通知します。

1 実施場所

高槻市富田町

2 種 別

建築物 工作物 屋外広告物

3 予定期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 承認の条件

- (1) 計画の内容の変更（交付要綱第15条第1項各号に定めるものを除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 計画を中止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
- (5) 本通知は補助金の交付を担保するものではないため、補助金の交付を受けようとするときは、事業完了後に交付要綱第9条に規定する申請を行うこと。

様式第3号（第10条関係）

富田まちなみ環境整備事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住所
氏名

〔団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

富田まちなみ環境整備事業補助金の交付を受けたいので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

| | | |
|---------------|---|---|
| 実施場所 | 高槻市富田町 | |
| 種別 | <input type="checkbox"/> 建築物の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更 <input type="checkbox"/> 工作物の新設、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更 <input type="checkbox"/> 屋外広告物の新設、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更 <input type="checkbox"/> 富田らしい歴史と趣のあるまちなみ再創出を目的とする事業 | |
| 予定期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | |
| 補助金の申請額及び算出根拠 | 総事業費 | 円 |
| | 補助対象経費 | 円 |
| | 交付申請額 | 円 |

（添付書類）

- 工事見積書
- 設計図書
- 高槻市における市税の完納証明書
- 富田まちなみ環境整備事業計画（変更）承認通知書（様式第2号）の写し
- 補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等
- 補助事業の成果を記載した書類（完成写真等）
- 要件確認申立書（様式第4号）
- 富田まちなみ環境整備事業計画書（様式第5号）
- 規約又は会則等の写し
- その他市長が必要と認める書類

（あて先）高槻市長

住所又は主たる事務所の所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名

生年月日

年 月 日生

（団体の場合は代表者）

要件確認申立書

高槻市補助金交付規則第3条及び富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項に基づき、補助金の交付申請を行うにあたり、下記の内容について申し立てます。

記

※各項目を確認し、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。

| 申立事項 | | |
|------|---|--------|
| 1 | 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。 | はい・いいえ |
| 2 | 上記1のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出することに同意します。 | はい・いいえ |
| 3 | 調査等の結果、上記1のいずれかに該当することが判明した場合は、要綱第25条に基づき、補助金の交付を取り消されること、及び要綱第26条及び27条に基づき、補助金の返還が必要なることを確認いたしました。 | はい・いいえ |
| 4 | 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。 | はい・いいえ |

裏 面

○大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

富田まちなみ環境整備事業計画書

1 団体の概要

| | | |
|-------------|----------------------------|-----|
| 団体の名称 | | |
| 連絡先 | 氏名 | |
| | 住所 | 〒 - |
| | TEL/FAX | |
| | E-Mail | |
| 構成員数 | 名（市内に住所を有し、又は通学、通勤している者 名） | |
| 設立年月日 | | |
| 団体の目的 | | |
| これまでの主な活動内容 | | |

2 団体補助事業の概要

| | |
|---------|--|
| 名称 | |
| 目的と内容 | |
| 実施方法 | |
| 期待される効果 | |

（裏面につづく）

3 活動の収支計画

| | | | |
|-------|-------|-----------------|-----|
| 収入の部 | 項 目 | 予算額 | 明 細 |
| | 補助金 | | |
| | 自己資金等 | | |
| | | | |
| | 合 計 | 円 | |
| 支出の部 | 項 目 | 予算額 (補助対象経費) | 明 細 |
| | | () | |
| | | () | |
| | | () | |
| | | () | |
| | | () | |
| | | () | |
| | | () | |
| | | () | |
| | | () | |
| | 合 計 | 円 () | |
| (差 引) | | 円 | |

様

高槻市長

富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった富田まちなみ環境整備事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 13 条第 1 項の規定により通知します。

1 補助金の交付決定額

円

- (1) 補助事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによります。
- (2) 団体補助事業に係る補助金の額については、補助金実績報告書の提出後に補助金額確定通知書をもって確定します。この場合、実績報告に基づき算出される額と、この通知書による補助金の交付決定額（交付要綱第 15 条第 4 項又は第 16 条第 1 項の規定により変更した場合は、変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行います。

2 補助金の交付条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（交付要綱第 15 条第 1 項各号に定めるものを除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
- (5) 高槻市補助金交付規則及び富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱を遵守すること。

- 3 この決定（交付条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に限り申請の取下げをすることができます。

様式第7号（第13条関係）

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

富田まちなみ環境整備事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった富田まちなみ環境整備事業補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

（交付しない理由）

様式第 8 号（第 14 条関係）

富田まちなみ環境整備事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住 所
氏 名

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて通知のあつた富田まちなみ環境整備事業補助金の交付決定について、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により次のとおり申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取つた日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

様式第9号（第15条関係）

富田まちなみ環境整備事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住 所
氏 名

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて通知のあつた富田まちなみ環境整備事業補助金の交付決定について、次のとおり変更をしたいので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により申請します。

1 変更する内容

2 変更の理由

3 変更後の補助金の額

| | |
|------------|---|
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 補助金交付変更申請額 | 円 |
| 増 減 額 | 円 |

4 変更後の費用の配分

様式第 10 号（第 15 条関係）

富田まちなみ環境整備事業補助金中止承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住 所
氏 名

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり中止をしたいので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により申請します。

1 中止の理由

様式第 11 号（第 15 条関係）

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

**補助事業の変更等に伴う富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定
変更・取消通知書**

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて交付決定した富田まちなみ環境整備事業補助金について、次のとおり 変更 取消し したので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第 15 条第 4 項の規定により通知します。

1 変更・取消しの内容

| | |
|--------------|---|
| 変更前の補助金交付決定額 | 円 |
| 変更後の補助金交付決定額 | 円 |
| 変更による増減額 | 円 |

補助金の交付条件

2 その他

補助金の額の確定は、実績報告に基づき算出される額と、この通知書による変更後の補助金の交付決定額とのいずれか低い額をもって行います。

様式第 12 号（第 16 条関係）

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

**事情変更による富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定
変更・取消通知書**

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて交付決定した富田まちなみ環境整備事業補助金について、その後の事情変更により特別の必要が生じたため、次のとおり 変更 取消し したので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

| | |
|--------------|---|
| 変更前の補助金交付決定額 | 円 |
| 変更後の補助金交付決定額 | 円 |
| 変更による増減額 | 円 |

補助金の交付条件

2 変更・取消しの理由

3 その他

補助金の額の確定は、実績報告に基づき算出される額と、この通知書による変更後の補助金の交付決定額とのいずれか低い額をもって行います。

様式第 13 号（第 20 条関係）

富田まちなみ環境整備事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住 所
氏 名

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第 20 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の請求予定額 円

2 その他

(1) 補助金の交付決定額とその精算額

交付決定額 円 精算（実績）額 円

(2) 補助事業の実績（成果）

※交付申請の目的及び内容に基づき、その成果を具体的に記述すること。詳細は添付書類でも可とする。

3 添付書類

- 補助事業の収支決算書又はこれに相当する書類
- 補助事業の成果を記載した書類
- 補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等
- その他市長が必要と認める書類

様式第 14 号（第 21 条関係）

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

富田まちなみ環境整備事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった富田まちなみ環境整備事業補助金については、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるため、次のとおり交付すべき額を確定し、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第 21 条の規定により通知します。

確定した補助金交付額

円

様式第 15 号（第 23 条、第 24 条関係）

富田まちなみ環境整備事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住 所
氏 名 印

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて交付の決定を受けた
富田まちなみ環境整備事業補助金について、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要
綱第 23 条第 2 項（又は第 24 条第 2 項）の規定により次のとおり交付を請求します。

請求金額

| | | | | | | |
|----|----|---|---|---|---|---|
| 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 |
| | | | | 0 | 0 | 0 |

 円

振込口座

| 金融機関名 支 店 名 | 銀行 | | 支店 | | | |
|----------------|-------|------|----|--|--|--|
| 種 目 | 普通・当座 | 口座番号 | | | | |
| フリガナ | | | | | | |
| 口座名義人 | | | | | | |

様式第 16 号（第 24 条関係）

富田まちなみ環境整備事業補助金精算書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住 所
氏 名

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて確定した富田まちなみ環境整備事業補助金について、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第 24 条第 3 項の規定により、次のとおり精算します。

1 精算内容

| | |
|------------------|---|
| 受領額 | 円 |
| 確定額 | 円 |
| 差引余剰 (又は不足) 額 | 円 |

2 添付書類

補助金充当経費実績内訳書

様式第 17 号（第 25 条関係）

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて交付決定した富田まちなみ環境整備事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第 25 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

取消前の補助金交付決定額 円

取消後の補助金交付決定額 円

取消しによる増減額 円

2 取消しの理由

様式第 18 号（第 29 条関係）

取得財産の処分承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者 住 所
氏 名

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け高槻市指令（ ）第 号にて確定を受けた富田まちなみ環境整備事業補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、次のとおり処分したいので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第 29 条第 2 項の規定により申請します。

1 処分する財産の種類及び数量

2 処分内容

(1) 処分方法

(2) 処分子定日

3 処分理由

様式第 19 号（第 29 条関係）

高槻市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

取得財産の処分承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった富田まちなみ環境整備事業補助金に係る取得財産の処分については、次のとおり承認することに決定したので、富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱第 29 条第 3 項の規定により通知します。

財産処分の承認内容